

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

- 社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 23 第 1 項、第 45 条の 24 第 1 項及び第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、計算書類等を作成する必要がある、その基準については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）により定められている。
- 今般、会計の専門家で構成される社会福祉会計基準検討会において、組織再編に関する会計処理の整理を行っており、当該整理に基づき、改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 計算書類を補足する有用な情報を、注記事項として列挙しているが、今般その内容に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を追加する。
 - ※ 当該注記事項の記載内容詳細については、別途通知の改正を実施予定。
- 令和 3 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成において、改正後の会計基準を適用するものとする。
 - ※ 合併・事業譲渡は、その性質上、会計処理の方法も含めて、検討に相応の期間を要するため、今般の改正について、その周知期間として適用年度開始日の約半年前に公布を予定するもの。

3. 根拠法令

社会福祉法第 45 条の 23 第 1 項、第 45 条の 24 第 1 項及び第 45 条の 27 第 2 項

4. 公布日等

公布日：令和 2 年 8 月下旬（予定）

施行期日：令和 3 年 4 月 1 日